

30 国際第 1093 号

関税割当公表第 87 号の 3

平成 30 年度下期のとうもろこし（コーンスターチ用）の
関税割当て（第 2 次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）
第 6 条の規定に基づき、とうもろこし（コーンスターチの製造に使用するもの。）（以下「とうもろこし（コーンスターチ用）」という。）の関税割当てに
関する事項を下記のように定めます。

平成 31 年 2 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 分類別割当数量及び通関期限

1 分類別割当数量

コーンスターチ用

ア 糖 化 用	194,579 トン
イ 一 般 用	284,092 トン
ウ 新規用途用	168,075 トン
合 計	646,746 トン

2 通関期限 平成 31 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書受付及び関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第 3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間 平成 31 年 2 月 7 日（木）から同年 2 月 12 日（火）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後 2 時から午後 4 時まで

第 4 関税割当申請者の資格、提出書類、割当基準等

関税割当申請者の資格、関税割当申請書に添付すべき書類等、割当基準、関税割当証明書の発給、報告その他関係事項等に関しては、平成 30 年度下期公表による。